

## 議案第 1 号

君津市個人情報保護条例及び君津市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

君津市個人情報保護条例及び君津市情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 9 月 4 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

### 提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整備するため、君津市個人情報保護条例（平成 9 年君津市条例第 3 号）及び君津市情報公開条例（平成 16 年君津市条例第 1 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市個人情報保護条例及び君津市情報公開条例の一部を改正する条例

(君津市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 君津市個人情報保護条例(平成9年君津市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第18条の5及び第40条において同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同条第3号ただし書中「第8号」を「第10号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第1項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第7条第3項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第10条第1項中「第7条第3項に規定する個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第15条第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第16条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第18条の5中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第40条において同じ。）」を削る。

（君津市情報公開条例の一部改正）

第2条 君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正後の君津市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第2条第4号に規定する実施機関が行う同条第1号に規定する個人情報を取り扱う事務であって、当該個人情報に同条第3号に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとする」とあるのは「行っている」と、「あらかじめ」とあるのは「君津市個人情報保護条例及び君津市情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年君津市条例第 号）の施行後遅滞なく」とする。

（君津市介護保険条例の一部改正）

3 君津市介護保険条例（平成12年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改める。

君津市個人情報保護条例及び君津市情報公開条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 君津市個人情報保護条例</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>_____をいう。</p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、 図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第18条の5及び第40条において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2) <u>個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(3) <u>要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>をいう。</p>

別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 省略

(5) 保有個人情報 実施機関の職員等（議会にあっては、議会事務局の職員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員等が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号。以下「公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書をいう。第10号及び第18条の5において同じ。）に記録されているものに限る。

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

（個人情報取扱事務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務のうち規則で定めるもの（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) ～(4) 省略

(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(2) 省略

(3) 保有個人情報 実施機関の職員等（議会にあっては、議会事務局の職員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員等が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号。以下「公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書をいう。第8号及び第18条の5において同じ。）に記録されているものに限る。

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

（個人情報取扱事務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務のうち規則で定めるもの（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) ～(4) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

2～3 省略

(個人情報の収集制限)

第7条 省略

2 省略

3 実施機関は、要配慮個人情報

\_\_\_\_\_を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(2) 省略

(電子計算機処理の制限)

第10条 実施機関は、要配慮個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で事務の性質上やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

2～3 省略

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

2～3 省略

(個人情報の収集制限)

第7条 省略

2 省略

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的

差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(2) 省略

(電子計算機処理の制限)

第10条 実施機関は、第7条第3項に規定する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で事務の性質上やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

2～3 省略

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事

業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 省略

(4)～(7) 省略

(部分開示)

#### 第16条 省略

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(開示の実施)

第18条の5 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録

に記録されているときは規則で定める方法

業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) \_\_\_\_\_又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 省略

(4)～(7) 省略

(部分開示)

#### 第16条 省略

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等 \_\_\_\_\_の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(開示の実施)

第18条の5 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第40条において同じ。)に記録されているときは規則で定める方法

により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の記録されている行政文書が汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めるとき又は第16条の規定により開示するときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

## 第2条による改正 君津市情報公開条例

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 省略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 省略

(3) ～(6) 省略

により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の記録されている行政文書が汚損し、若しくは破損するおそれがあると認めるとき又は第16条の規定により開示するときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 省略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等

により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 省略

(3) ～(6) 省略

＊附則第3項関係 君津市介護保険条例

(君津市個人情報保護条例の特例)

第11条 市長は、君津市個人情報保護条例（平成9年君津市条例第3号）第8条の規定にかかわらず、法の規定に基づく居宅介護支援又は施設サービス等の提供のため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、被保険者の要介護認定又は要支援認定等に係る保有個人情報（君津市個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。以下この条において同じ。）を居宅介護支援事業者又は介護保険施設等に対し、提供することができる。

2 省略

(君津市個人情報保護条例の特例)

第11条 市長は、君津市個人情報保護条例（平成9年君津市条例第3号）第8条の規定にかかわらず、法の規定に基づく居宅介護支援又は施設サービス等の提供のため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、被保険者の要介護認定又は要支援認定等に係る保有個人情報（君津市個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。以下この条において同じ。）を居宅介護支援事業者又は介護保険施設等に対し、提供することができる。

2 省略